

障がい者雇用をお考えの事業主の皆さまへ！



障がい者委託訓練

～実践能力習得訓練コース～のご案内

障がい者委託訓練とは、就職や雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、徳島県が障がい者の様態に応じた公共職業訓練を、地域の企業、民間教育訓練機関等に委託して実施するものです。そのうち、実践能力習得訓練コースは、企業等を委託先とし、事業所現場にて実践的な訓練を行うコースです。

訓練を通し、就労希望者の能力、適性及び特性等を知ることができ、必要なサポートや職場の改善点等を見つけることができます。これらにより、雇用した場合の定着率向上等が期待できるため、障がい者雇用をお考えの企業等にとって大変有効な制度です。

訓練実施前から実施後まで、産業人材育成センター、テクノスクール、ハローワーク、就労や生活の支援機関等による、総合的な支援を受けることができます。

お気軽に、徳島県産業人材育成センターまでお問い合わせください。

訓練対象者

ハローワークに求職申込をし、受講あっせんを受けた障がい者等

実施時期、訓練期間及び時間

- ・実施時期：例年 5 月～12 月（状況により翌年 2 月まで延長可能）
- ・訓練期間：原則として 3 か月以内
- ・訓練時間：月当たり標準 100 時間 下限は 60 時間

受講者の特性や個別性により、訓練期間、時間を弾力化して実施することが可能です。

その他

- ・原則、受講者一人当たり、中小企業の場合月額 9 万円、中小企業以外の場合月額 6 万円を上限として、事業主に委託料をお支払いします。
ただし、出席状況等により減額される場合があります。
- ・労災保険については、特別加入の対象者となり、訓練委託先の負担は発生しません。
- ・訓練中は雇用ではないため、賃金の支払いはありません。

徳島県産業人材育成センター

担当：障がい者職業訓練コーディネーター

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2353

FAX：088-621-2852

